

「研究ノート」

『令義解』「上令義解表」の注釈所引『論語義疏』の性格について

高田宗平

はじめに

筆者は、旧稿に於いて、『令義解』所引『論語義疏』（以下、『論語義疏』を『義疏』と略称する）「五常」の条に対象を絞り、『令義解』の主要な写本を検討して当該条の本文校勘を行い、これを旧鈔本『義疏』、敦煌本『論語疏』、『令義解』以外の日本古籍所引『義疏』と比較検討し、『令義解』所引『義疏』「五常」の条の性格について考察した。^①次いで、『政事要略』所引『義疏』と対応する旧鈔本『義疏』間の本文校勘を行い、これを『政事要略』所引『義疏』、『小野宮年中行事裏書』所引『義疏』、文永五年鈔本『論語集解』巻第七に裏書きされた『義疏』（以下、文永五年鈔本『論語集解』裏書と略称する）、敦煌本『論語疏』と比較検討し、『政事要略』所引『義疏』の性格を考察した。^②

右の旧稿（A）・（B）に引き続き、本稿では、『養老令』の

公的注釈書である『令義解』「上令義解表」（以下、「上令義解表」を「上表文」と略称する）の注釈に引用された『義疏』の性格及び本文系統について検討することにより、日本古代に於ける『義疏』受容の一斑を明らかにしたい。

『令義解』は、天長三年（八三三）に編纂されたが、本稿の検討対象である「上表文」の注釈が、いつ、誰によって施されたかは、詳らかではない。ただし、「上表文」が残存する『令義解』諸写本のうち、現存最古の鎌倉時代書写と考えられる国立歴史民俗博物館所蔵広橋本（以下、広橋本と略称する）には注釈が施されている。従って、遅くとも鎌倉時代、もしくはそれ以前には注釈が成立していたと見て大過なからう。

第一節 『令義解』のテキスト

『令義解』の主要な写本としては、左記の如くである。⁽³⁾

① 紅葉山文庫本（国立公文書館内閣文庫所蔵。江戸時代初期書写）

② 広橋本（国立歴史民俗博物館所蔵。鎌倉時代書写）

③ 谷森本（宮内庁書陵部所蔵。鎌倉時代書写）

④ 猪熊本（國學院大學図書館所蔵。鎌倉時代書写）

⑤ 藤波本神祇令（宮内庁書陵部所蔵。江戸時代末期書写）

⑥ 岡谷本（東京大学史料編纂所所蔵影写本「岡谷惣介氏所蔵文書」所収。鎌倉時代書写の岡谷惣介所蔵本を昭和一

五年（一九四〇）に影写したもの）

このうち、「上表文」を備えているのは紅葉山文庫本と広橋本の二本であり、本稿に於いては、この二本の原本をテキストとして用いる。

紅葉山文庫本の性格・本文系統・伝来については石上英一⁽⁴⁾氏により明らかにされている。氏は、紅葉山文庫本は十三世紀中葉書写の北条実時所持本であった金沢文庫本を江戸時代初期に忠実に書写したもので、清原教隆から北条実時へ伝授された写本（清原教隆伝授本）、清原俊隆から北条実時へ伝授された写本（清原俊隆伝授本）、豊原奉政が所持していた豊原奉重の遺本を転写した写本（豊原奉重所持本の転写本）の三系統の写

本の取り合わせ本であることを明らかにし、更に祖本の系統から分類すると、清原頼業本系写本・中原章久所持本・その他（中原某所持本・他人本）、の取り合わせ本であることも明らかにした。

また、広橋本は、⁽⁵⁾『吉部秘訓抄第四』の紙背に書写され、元来は谷森本（『吉部秘訓抄第五』紙背）の僚卷であった。なお、『吉部秘訓抄』は南北朝時代書写と見られている。

第二節 『令義解』「上令義解表」の注釈所引『論語義疏』と旧鈔本『論語義疏』との比較検討

『義疏』を引用する箇所は「上表文」の注釈に一箇条存するのみである。前述の如く、『令義解』のテキストには、広橋本及び紅葉山文庫本を使用した。⁽⁶⁾

また、諸旧鈔本『義疏』のテキストは次の如くである。

〔1〕 前田育徳会尊経閣文庫所蔵応永三十四年（一四二七）鈔本（以下、応永三十四年本と略称する）

〔2〕 龍谷大学大宮図書館写字台文庫所蔵文明九年（一四七七）鈔本（以下、文明九年本と略称する）

〔3〕 天理大学附属天理図書館所蔵清熙園本（以下、清熙園本と略称する）

右の旧鈔本『義疏』は、〔1〕〔2〕は原本、〔3〕は紙焼き

写真をそれぞれ使用した。

ここで、旧鈔本『義疏』のテキストに右の三本を選定した理由を述べたい。「1」は現存の鈔本『義疏』中、最古の年紀を有し、また、「2」は武内義雄氏が『論語義疏（校本）・校勘記』⁽⁸⁾の底本に選定し、「3」は武内義雄・高橋均の両氏が旧鈔本『義疏』中、最古のテキストと述べていることから、以上の三本をテキストに選定した。

なお、『令義解』『上表文』の注釈所引『義疏』と旧鈔本『義疏』との比較検討に際し、旧鈔本『義疏』の本文を〔経文〕、何晏集解を〔集解〕、皇侃義疏を〔義疏〕と記し、両者の対応箇所のうち、経文は実線で囲い、集解には破線、義疏には傍線を施した。

『令義解』『上表文』の注釈

広橋本

論語曰質勝文則野文勝質則史文質彬彬然後君子苞氏曰彬
く文質相半之兒也王侃疏曰質勝文則野謂凡行禮及言語之
儀也質實也勝多也文華也言若實多而文飾少則如野人く鄙
略大樸文勝質則史く記書史也書史多有虛華無實妄語欺
詐言人若爲事多飾少實則如書史也

紅葉山文庫本

論語曰質勝文則野文勝質則史文質彬彬然後君子苞氏曰彬

く文質相半之兒也王侃疏曰質勝文則野謂凡行禮及言語之
儀也質實也勝多也文華也言若實多而文飾少則如野人野人鄙
略大樸文勝質則史く記書史也書史多有虛花無實妄語欺詐
言人若爲事多飾少實則如書史也

『義疏』卷第三 雍也第六

応永三十四年本

〔経文〕 子曰質勝文則野
〔義疏〕 謂凡行禮及言語之儀質實也勝多也文華也言若實多
而文飾少則如野人く鄙畧大樸也
〔集解〕 苞氏曰野如野人言鄙畧也
〔経文〕 文勝質則史
〔義疏〕 く記書史也書史多虛華無實妄語欺詐言人若爲事多
飾少實則如書史也
〔集解〕 苞氏曰史者文多而質少也
〔経文〕 文質彬彬然後君子
〔義疏〕 彬く文質相半也若文與質等半則爲會時之君子也
〔集解〕 苞氏曰彬く文質相半之兒也
〔義疏〕 昂云人君質多勝於文則如野人言鄙畧也文多勝於質
史官也文華質朴相半彬彬然く后可爲君子也

文明九年本

〔経文〕 子曰質勝文則野質勝文則野

〔義疏〕 謂凡行禮及言語之儀也質實也勝多也文華也言實多而文飾少則如野人⑤こゝ鄙畧大樸也⑥⑦⑧

〔集解〕 苞氏曰野如野人言鄙畧也

〔經文〕 文勝質則史

〔義疏〕 史記書史也史書多虛華无實妄語欺詐言人君爲事多⑩⑪⑫⑬飾少實則如書史也⑭

〔集解〕 苞氏曰史者文多而質少也

〔經文〕 文質彬彬然後君子

〔義疏〕 彬々文質相半也若文與質等半則爲會時之君子也

〔集解〕 苞氏曰彬々文質相半之貌也①

〔義疏〕 正義云人君質多勝於文則如野人言鄙畧也文多勝於質則史官也文華質朴相半彬彬然後可爲君子也

清熙園本

〔經文〕 子曰質勝文則野

〔義疏〕 謂凡行禮及言語之儀質實也勝多也文華也言若實多而文飾少②③④

〔集解〕 苞氏曰野如野人言鄙畧也

〔經文〕 文勝質則史

〔義疏〕 記書史也書史多虛華无實妄語欺詐言人若爲事多⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭飾少實則如書史也

〔集解〕 苞氏曰史者文多而質少也

〔經文〕 文質彬彬然後君子

〔義疏〕 彬々文質相半也若文與質等半則爲會時之君子也

〔集解〕 苞氏曰彬々文質相半之兒也①

〔義疏〕 昃云人君質多勝於文則如野人言鄙畧也文多勝於質史官也文華質朴相半彬彬然後可爲君子也

① 『令義解』二本・応永三十四年本『義疏』・清熙園本『義疏』は「兒」に作るが、文明九年本『義疏』は「貌」に作る。兩字は同義である。

② 『令義解』二本は「質勝文則野」が存するが、旧鈔本『義疏』三本はない。『令義解』は「義疏」の引用文が〔經文〕

「質勝文則野」に施されたものであることを示すために、見出し語として引用したか。

③ 『令義解』二本・文明九年本『義疏』は「也」が存するが、応永三十四年本『義疏』・清熙園本『義疏』はない。

因みに、管見に触れた旧鈔本を含め、当該箇所を「也」の有無によって分類すると次の如く分類できる。

① 『令義解』が存するもの

〔1〕 『令義解』 広橋本

〔2〕 『令義解』 紅葉山文庫本

〔3〕 文明九年本

〔4〕 足利学校遺蹟図書館所蔵本（以下、足利本と略称する）

- 〔5〕名古屋市蓬左文庫所蔵神村忠貞旧蔵本（以下、蓬左本と略称する）
- 〔6〕慶應義塾大学附属研究所斯道文庫所蔵宝勝院芳郷光隣手沢本（以下、宝勝院本と略称する）
- 〔7〕慶應義塾大学附属研究所斯道文庫所蔵江風山月荘稲田福堂旧蔵本（以下、江風本と略称する）
- 〔8〕慶應義塾大学附属研究所斯道文庫所蔵林泰輔旧蔵本（以下、林本と略称する）
- 〔9〕関西大学図書館泊園文庫所蔵藤澤南岳泊園書院本（以下、泊園書院本と略称する）
- 〔10〕市島酒造株式会社市島史料館所蔵弘化二年（一八四四）市島謙書写本（以下、市島本と略称する）
- 〔二〕「也」がないもの
- 〔1〕応永三十四年本
- 〔2〕清熙園本
- 〔3〕東京都立中央図書館青淵論語文庫所蔵渋谷栄一旧蔵本（以下、青淵本と略称する）
- 〔4〕宮内庁書陵部所蔵本（以下、図書寮本と略称する）
- 〔5〕慶應義塾大学附属研究所斯道文庫所蔵大槻文彦旧蔵文明一九年（一四八七）本（以下、大槻本と略称する）
- 〔6〕萩市立萩図書館所蔵繁澤寅之助旧蔵本（以下、萩図

書館本と略称する）

応永三十四年本『義疏』・清熙園本『義疏』は、（一）脱字、もしくは（二）『令義解』二本・文明九年本『義疏』とは異なるテキストからの書写かと推定されるが、何れとも判断し難い。

④ 『令義解』二本・応永三十四年本『義疏』・清熙園本『義疏』は「若」に作るが、文明九年本『義疏』は挿入符を施し、本文と同筆で「若」と傍書する。文明九年本『義疏』の脱字か。

⑤ 『令義解』二本・応永三十四年本『義疏』・文明九年本『義疏』は「則如野人」以下の文が存するが、清熙園本『義疏』はない。

因みに、管見に触れた旧鈔本を含め、当該箇所を改行の体裁によって分類すると、次の如く五分類できる。

〔二〕「少則」の間で改行する体裁

子曰質勝文則野謂凡行禮及言語之儀質實也勝多也文華也言若實多而文飾少

則如野人、鄙畧大樸也

- 〔1〕 応永三十四年本
- 〔2〕 文明九年本（※当該分類のうち、文明九年本のみ、前述③の如く「言語之儀也」の「也」が存する。）
- 〔3〕 青淵本
- 〔4〕 図書寮本

〔5〕大槻本

〔6〕萩図書館本

〔二〕「飾少」の間で改行する体裁

子曰質勝文則野謂凡行禮及言語之儀也質實也勝多也文華也言若實多而文飾勝多也文華也言若實多而文飾

少則如野人、鄙畧大樸也

〔1〕足利本

〔2〕蓬左本

〔3〕宝勝院本

〔4〕江風本

〔三〕「則如」の間で改行する体裁

子曰質勝文則野謂凡行禮及言語之儀也質實也勝多也文華

也言若實多而文飾少則如野人、鄙畧大樸也

〔1〕林本

〔四〕「野人」の間で改行する体裁

子曰質勝文則野謂凡行禮及言語之儀也質實也勝多也文華也言若實

多而文飾少則如野人、鄙畧大樸也

〔1〕市島本

〔五〕改行しない体裁

子曰質勝文則野謂凡行禮及言語之儀也質實也勝多也文華也言若實多而文飾少則如野人、鄙畧大樸也

〔1〕泊園書院本

右の諸旧鈔本に対し、清熙園本は、

子曰質勝文則野謂凡行禮及言語之儀也質實也勝多也文華也言若實多而文飾少

の体裁で、他の諸旧鈔本には存する「而文飾少」に続く、「則如野人、鄙畧大樸也」の文がない。清熙園本『義疏』は、『二』に分類される親本の体裁に忠実に「少」で改行したが、次行に書写すべき「則如野人、鄙畧大樸也」の文を書き落とし、「集解」を書写したかと推定される。

⑥ 『令義解』二本は「略」に作るが、応永三十四本『義疏』・文明九年本『義疏』は「畧」にそれぞれ作る。なお、清熙園本『義疏』は、前掲⑤の如く「則如野人」以下の文が存しないので、当該箇所はない。

⑦ 『令義解』二本は「樸」、応永三十四本『義疏』は「撲」、文明九年本『義疏』は「樸」にそれぞれ作る。ただし、筆写の際に木偏と手偏は明確な字形の差異がないことがあり、応永三十四年本『義疏』は「樸」を筆写したものか。因みに、「樸」と「撲」は同字。なお、清熙園本『義疏』は、前掲⑤の如く「則如野人」以下の文が存しないので、当該箇所はない。

⑧ 応永三十四年本『義疏』・文明九年本『義疏』はそれぞれ「也」が存するが、『令義解』二本はない。『令義解』二本は、(一)脱字、もしくは(二)省略か。なお、清熙園本『義疏』は、前掲⑤の如く「則如野人」以下の文が存しないので、当該箇所はない。

⑨ 『令義解』二本は「文勝質則史」がそれぞれ存するが、旧

鈔本『義疏』三本はない。『令義解』は〔義疏〕の引用文が〔経文〕「文勝質則史」に施されたものであることを示すために、見出し語として引用したか。

⑩ 『令義解』二本・応永三十四年本『義疏』・清熙園本『義疏』は「書史」に作るが、文明九年本『義疏』は「史書」に作る。

当該箇所は、青淵本・萩図書館本は「書史」に作るが、足利本・江風本・大槻本・林本・宝勝院本・図書館本・泊園書院本・蓬左本・市島本は「史書」に作る。これらを勘案すると、文明九年本『義疏』は、(一)誤写(転倒)、もしくは(二)「史書」に作るテキストからの引用・書写かと推定されるが、何れかは判断し難い。

⑪ 旧鈔本『義疏』三本には「有」がない。また、青淵本・萩図書館本・足利本・江風本・大槻本・林本・宝勝院本・図書館本・泊園書院本・蓬左本・市島本も全て「有」がない。これに対して、『令義解』二本のみ「有」が存する。これらを勘案すると、『令義解』二本は、旧鈔本『義疏』とは異なるテキストから引用したか。

⑫ 広橋本『令義解』・旧鈔本『義疏』三本は「華」に作るが、紅葉山文庫本『令義解』は「花」に作る。両者は通用する。

⑬ 広橋本『令義解』は「無」に作るが、紅葉山文庫本『令義

解』・旧鈔本『義疏』三本はそれぞれ「无」に作る。両者は通用する。

⑭ 『令義解』二本・応永三十四年本『義疏』・清熙園本『義疏』は「若」に作るが、文明九年本『義疏』は「君」に作る。字形が近似しているゆえの文明九年本『義疏』の誤写か。

⑮ 広橋本『令義解』・旧鈔本『義疏』三本は「飾」に作るが、紅葉山文庫本『令義解』は「飭」に作る。両者は通用する。

第三節 『令義解』『上令義解表』の注釈所引『論語義疏』と旧鈔本『論語義疏』との相異

前節の広橋本・紅葉山文庫本『令義解』と応永三十四年本・文明九年本・清熙園本『義疏』との比較検討の結果を分類すると、以下の如くなる。

- A 『令義解』の脱字…⑧ (一)
- B 『令義解』の省略…⑧ (二)
- C 『義疏』の脱字・脱文
 - (イ) 応永三十四年本…③ (一)
 - (ロ) 文明九年本…④
- (ハ) 清熙園本…③ (一)・⑤・⑥・⑦・⑧

D 『義疏』の誤写

(イ) 文明九年本…⑩ (二)・⑭

E 『令義解』の字句と『義疏』の字句が通用等の関係のもの…①・⑥・⑦・⑫・⑬・⑮

F その他の要因…②・⑨

G 本文系統に関わる可能性があるもの…③ (二)・⑩

(二)・⑪

『令義解』「上表文」の注釈に引用される『義疏』は、前述した如く鎌倉時代以前に書写されたテキストからの引用である。筆者は旧稿(B)に於いて『政事要略』所引『義疏』の性格について、『政事要略』所引『義疏』と旧鈔本『義疏』、『政事要略』以外の日本古籍所引『義疏』、文永五年鈔本『論語集解』裏書を比較検討した。結論として、『政事要略』所引『義疏』は、旧鈔本『義疏』と同系統であるが、旧鈔本『義疏』と比較して、より旧態を遺存していることを明らかにするとともに、文永五年鈔本『論語集解』裏書は文永五年(一二六七)に本文を書写した後、同七年(一二七〇)に校合し勘物を移写したが、『政事要略』所引『義疏』と文永五年鈔本『論語集解』裏書がほぼ一致を見ることから、鎌倉時代に書写した裏書とは言え、裏書の祖本は平安時代のテキストと推測した。

A～Fについては、『令義解』「上表文」の注釈所引『義疏』

と旧鈔本『義疏』の本文系統の相異に起因する差異ではないと考えられる。

これに対して、Gは『令義解』「上表文」の注釈所引『義疏』と旧鈔本『義疏』の本文系統の相異に関わる可能性がある。G③(二)は、前述の如く「也」の有無によって《一》と《二》に分類できる。《二》のグループは、本来「也」が存していたが、伝写の過程で脱落したか、もしくは「也」がない鈔本を祖本として、伝写された鈔本かと推定されるが、何れかは判断し難い。ただし、右に述べた文永五年鈔本『論語集解』裏書は『政事要略』所引『義疏』と同様、旧鈔本『義疏』と同系統であるが、旧鈔本『義疏』と比較して、より旧態を遺存しているという旧稿(B)の結論を援用すると、当該箇所『令義解』「上表文」の注釈所引『義疏』と旧鈔本『義疏』の相異は、本文系統に関する相異ではなく、「也」の有無に関する旧鈔本『義疏』間の相異であり、『令義解』「上表文」の注釈所引『義疏』を始めとする「也」が存する《一》のグループは、《二》の「也」が存しないグループと比較して、より旧態を遺存していることが言えよう。

G⑩(二)は、前述の如く、「書史」と「史書」に作るグループの二分類でき、労を厭わず、再度、「書史」と「史書」に作るグループを整理すると、次の如くなる。

(I) 「書史」に作るグループ

- ① 『令義解』 広橋本
- ② 『令義解』 紅葉山文庫本
- ③ 応永三十四年本
- ④ 清熙園本
- ⑤ 青淵本
- ⑥ 萩図書館本

(II) 「史書」に作るグループ

- ① 文明九年本
- ② 足利本
- ③ 江風本
- ④ 大槻本
- ⑤ 林本
- ⑥ 宝勝院本
- ⑦ 図書寮本
- ⑧ 泊園書院本
- ⑨ 蓬左本
- ⑩ 市島本

このうち、『令義解』二本は「書史」に作るグループに属している。旧稿(B)で述べた如く、『政事要略』所引『義疏』及び文永五年鈔本『論語集解』裏書の性格は、旧鈔本『義疏』と同系統であるが、なお且つ旧鈔本『義疏』と比較して、より

旧態を遺存している。以上のことから導くと、『令義解』『上表文』の注釈所引『義疏』は「書史」に作る『義疏』からの引用であり、「書史」と「史書」は、唐鈔本に由来する本文内の相異と言える。更に、「書史」に作るグループは、「史書」に作るグループと比較してより旧態を遺存していると思われる。

G⑩は、『令義解』二本は「有」が存するが、旧鈔本『義疏』三本にはなく、管見に触れた他の旧鈔本も全てない。また、前述の如く、『令義解』『上表文』の注釈に引用される『義疏』は、唐鈔本に由来するものである。当該箇所『令義解』『上表文』の注釈所引『義疏』と旧鈔本『義疏』の相異は、旧稿(B)の結論に従えば、同系統内、すなわち唐鈔本に由来する本文内の相異であり、『令義解』『上表文』の注釈所引『義疏』は旧鈔本『義疏』に比較して、より旧態を遺存していることとなる。

むすびにかえて

本稿では、日本古代に於ける『義疏』の受容の一環として、旧稿(A)・(B)に引き続き、『令義解』『上表文』の注釈所引『義疏』の性格について考察を行ってきた。『令義解』『上表文』の注釈が引用する『義疏』は、一箇条に過ぎず、判断は慎重でなければならないが、旧稿(A)・(B)の結論及び既に検

討済みである『弘決外典鈔』所引『義疏』の性格から総合的に見るに、『令義解』「上表文」の注釈所引『義疏』と旧鈔本『義疏』は、何れも唐鈔本に由来するものであり、両者には、本文系統を異にすると言い得るような相異は認められなかった。更に、『令義解』「上表文」の注釈所引『義疏』は、鎌倉時代以前に書写されたものであり、旧鈔本『義疏』に比較して、より旧態を遺存していると言える。以上のことから、『令義解』「上表文」の注釈所引『義疏』の性格は、旧稿(A)・(B)で明らかにした『令集解』所引『義疏』、『政事要略』所引『義疏』の性格と一致する。

今後は、日本中世の古典籍に引用される『義疏』の事例を涉猟・検討し、その結果と旧稿(A)・(B)、本稿並びに『弘決外典鈔』所引『義疏』の性格について、時代を追って考察することにより、日本古代中世に於ける『義疏』受容の変遷の一斑を説明することが可能となろう。

謝辞

本稿を為すに際し、原本調査を御許可頂いた国立公文書館内閣文庫、国立歴史民俗博物館、足利学校遺蹟図書館、市島酒造株式会社、関西大学図書館、慶應義塾大学附属研究所斯道文庫、東京都立中央図書館、名古屋市蓬左文庫、萩市立萩図書館の各機関、及び紙焼き写真の頒布を御許可頂いた各機関の担当

者各位に、茲に記して御礼申し上げます。

注

(1) 『令集解』所引『義疏』と旧鈔本『義疏』は何れも唐鈔本に由来する本文を遺存しているが、唐鈔本である敦煌本『論語疏』は、『令集解』所引『義疏』並びに旧鈔本『義疏』とは多くの異同が認められ、特異な本文を有していることを明らかにした。更に、以上の点から見れば、本文の系統に関して敦煌本『論語疏』は、『令集解』所引『義疏』並びに旧鈔本『義疏』と一線を画す必要があり、唐代には少なくとも『令集解』所引『義疏』の本文に近いテキストと、敦煌本『論語疏』系のテキストが存在したことを明らかにした。拙稿『令集解』所引『論語義疏』の性格に関する諸問題―「五常」の条をめぐって―(『総研大文化科学研究』三号、二〇〇七年)を参照。以下、右の拙稿を旧稿(A)と略称する。

(2) 『政事要略』所引『義疏』並びに文永五年鈔本『論語集解』裏書は旧鈔本『義疏』に対して、より旧態を遺存しているが、『政事要略』所引『義疏』・文永五年鈔本『論語集解』裏書と旧鈔本『義疏』とは本文系統を異にすると言い得るような相異はなく、『政事要略』所引『義疏』・文永五年鈔本『論語集解』裏書・旧鈔本『義疏』は、何れも唐鈔本に由来する本文を遺存していることを明らかにした。しかし、旧稿A同様、『政事要略』所引『義疏』・文永五年鈔本『論語集解』裏書・旧鈔本『義疏』は、敦煌本『論語疏』とは、本文の系統に関して一線を画す必要があることも明らかにした。拙稿『政事要略』所引『論語義疏』の性格

について」(『国立歴史民俗博物館研究報告』一四五集、二〇〇八年)を参照。以下、右の拙稿を旧稿(B)と略称する。

(3) 『令義解』の第二次世界大戦以後の主な諸本研究には、次のものがある。

宮内庁書陵部編『図書寮典籍解題 続歴史篇』(一九五一年、養徳社)

利光三津夫「関市令の伝本の由来」(『法学研究』三七卷一〇

号、一九六四年、慶應義塾大学法学部。後に利光三津夫『律令制とその周辺』所収、一九六七年、慶應通信)

皆川完一「岡谷本令義解について」(『新訂増補国史大系月報』39所収、一九六六年、吉川弘文館)

早川庄八・吉田孝「解題」(『日本思想大系3』井上光貞・関晃・土田直鎮・青木和夫校注『律令』所収、一九七六年、岩波書店)

佐藤邦憲「黒川家旧蔵本『令義解』について」(『明治大学刑事博物館年報』一一号、一九八〇年)

石上英一

① 『令義解』金沢文庫本の成立」(土田直鎮先生還暦記念会編『奈良平安時代史論集』下巻所収、一九八四年、吉川弘文館。後に石上英一『日本古代史料学』所収、一九九七年、東京大学出版会)

② 「令義解」(皆川完一・山本信吉編『国史大系書目解題』下巻所収、二〇〇一年、吉川弘文館)

嵐義人「塙本令義解神祇令の成立まで」(『日本神道史研究月報』八号、一九八七年)

小林宏「解題」(『神道大系 古典編9』小林宏校注『律・令』所収、一九八七年、神道大系編纂会)

水本浩典

① 「陽明文庫所蔵『戸令』について」(横田健一先生古稀記念会編『横田健一先生古稀記念文化史論集』上巻所収、一九八九年、創元社。後に水本浩典『律令註釈書の系統的研究』所収、一九九一年、塙書房)

② 「塙本『令義解』の成立」(水本浩典『律令註釈書の系統的研究』所収)

③ 「『令義解』写本に関する研究」(水本浩典『律令註釈書の系統的研究』序章 律令註釈書研究の現状と問題点 第一節『令義解』研究の現状と問題点所収)

④ 「解題」(律令研究会編『訳註日本律令 十一 令義解訳註篇別冊』所収、一九九九年、東京堂出版)

⑤ 「解説」(『二色刷影印 紅葉山文庫本令義解』所収、一九九九年、東京堂出版)

小倉真紀子「紅葉山文庫本『令義解』と『春秋経伝集解』」(『続日本紀研究』三三八号、二〇〇二年)

『令義解』書入れについての研究には、次のものがある。

土田直鎮「律令—紅葉山文庫本令義解—」(『日本歴史』一九九号、一九六四年。後に土田直鎮『奈良平安時代史研究』所収、一九九二年、吉川弘文館)

皆川完一「岡谷本令義解について」(前掲、一九六六年)

森田悌・小口雅史

① 「旧紅葉山本『令義解』書入—」(『金沢大学教育学部紀要(人文科学・社会科学編)』三二、一九八二年)

② 「旧紅葉山本『令義解』書入—二—」(『金沢大学教育学部紀要(人文科学・社会科学編)』三二)

伊能秀明・楊永良「藤波本神祇令の書入れに就いて」(『日本歴

史』四二四号、一九八三年。後に伊能秀明『日本古代国家法の研究』所収、一九八七年、巖南堂書店)

水本浩典

①「令義解古写本書入・裏書集成(一)」「(神戸学院大学紀要)一六号、一九八四年)

②「令義解古写本書入・裏書集成(二・完)」「(神戸学院大学紀要)一七号、一九八四年)

八重津洋平・林紀昭「紅葉山文庫本『令義解』書入補考」(瀧川政次郎博士米寿記念会編『瀧川政次郎博士米寿記念論集 律令制の諸問題』所収、一九八四年、汲古書院)

また、『令義解』「上表文」の注釈所引『義疏』を資料の一つとして用いた研究に、山口謠司「論語義疏の系統に就いて」(『東洋文化』復刊六七号、一九九一年、無窮会)がある。

(4) 前掲注(3) 石上英一①を参照。

(5) 前掲注(3) 宮内庁書陵部編『図書寮典籍解題 続歴史篇』、早川庄八・吉田孝「解題」、石上英一②「令義解」、水本浩典④「解題」のそれぞれを参照。

(6) 広橋本の函架番号は「日一六三一五六四」、紅葉山文庫本の函架番号は「特八六一一」である。

(7) 旧鈔本『義疏』の函架番号等並びに奥書・識語は、次の如くである。

「1」 応永三十四年本 函架番号なし。『尊経閣文庫漢籍分類目

録』(一九三四年、石黒文吉) 94頁第一〇行に著録。(二

〇〇八年十一月一〇日調査実施)

第四冊末葉表左端に、

応永三十四季八月 誌了

と朱書する。

第一〇冊末遊紙の中央に、

此十卷与謝郡金谷寺住僧

と墨書する。

なお、(日本歴史地名大系二六卷)『京都府の地名』(一九八一年、平凡社) 竹野郡の小金山神社の項に、小金山神社(もと小金山胎藏大権現)の別当寺に小金山金谷寺があったことが記載されているが、識語との関係は不明である。

「2」 文明九年本 〇二一—二〇一五(二〇〇八年一月一七日調査実施)

第一冊末葉表左端に、

于時文明九年^(四七)丁酉六月廿八日書寫畢

第二冊末葉裏右端に、

皆文明九年^(四七)丁酉八月十一日映湖鴈声書寫畢

とそれぞれ墨書する。

「3」 清熙園本 一二三・三一—一七

(8) 武内義雄『論語義疏(校本)・校勘記』(一九二四年、懷徳堂記念会。後に『武内義雄全集 第一卷 論語篇』所収、一九七八年、角川書店)

(9) 武内義雄「論語皇疏の一資料—国宝論語総略について—」

『日本学士院紀要』六卷二・三合併号、一九四八年。後に前掲注

(8)『武内義雄全集 第一卷 論語篇』所収)に於いて、氏は「私^(四七)が寓目した日本の皇疏の旧鈔本中、最も古いと考えられる清熙園本」と述べる。

(10) 高橋均「旧抄本論語義疏について―邢昺の論語正義の竄入を中心として―」(『日本中国学会』四一集、一九八九年)に於いて、氏は「旧鈔本の中で最も古い抄本のひとつと考える清熙園本論語義疏」と述べる。

(11) 応永三十四年本・文明九年本・清熙園本以外の管見に触れた旧鈔本の所蔵機関及び函架番号は、次の如くである。

- ① 足利学校遺蹟図書館所蔵本 ○一九―一三
 - ② 名古屋市蓬左文庫所蔵神村忠貞旧蔵本 一〇―二〇[□]
 - ③ 慶應義塾大学附属研究所斯道文庫所蔵宝勝院芳郷光隣手沢本 ○九―一ト一三―一〇
 - ④ 慶應義塾大学附属研究所斯道文庫所蔵江風山月荘稲田福堂旧蔵本 ○九二―ト七―五
 - ⑤ 慶應義塾大学附属研究所斯道文庫所蔵小島宝素旧蔵林泰輔旧蔵本 ○九一―ト五―七
 - ⑥ 関西大学図書館泊園文庫所蔵藤澤南岳泊園書院旧蔵本 L H 二―一・〇七―一四
 - ⑦ 東京都立中央図書館青淵論語文庫所蔵洪沢栄一旧蔵本 青淵論語文庫―五八
 - ⑧ 宮内庁書陵部所蔵本 四五八―二九
 - ⑨ 慶應義塾大学附属研究所斯道文庫所蔵大槻文彦旧蔵文明一九年本 ○九二―ト六―五
 - ⑩ 萩市立萩図書館所蔵繁澤寅之助旧蔵本 二甲五―二七五
 - ⑪ 市島酒造株式会社市島家史料館所蔵弘化二年市島謙書写本 函架番号なし
- なお、テキストは、⑧のみ紙焼き写真、それ以外は全て原本を用いた。